

じてんしゃほけん かにゅう  
**自転車保険に加入しましょう**  
 かながわけんじてんしゃじょうれい せこう  
 ～神奈川県自転車条例の施行～

かながわけんない じてんしゃ ほこうしゃ かんけい こうつうじこ そうか じゅうだい  
 神奈川県内では、自転車と歩行者の関係する交通事故が増加しており、重大な  
 事故も発生しています。また、全国では自転車事故の加害者に対し高額な損害賠償  
 を請求される事例もあります。

かながわけん ほこうしゃ じてんしゃ じどうしゃなど あんぜん つうこう あんしん く  
 神奈川県では、歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、安心して暮  
 らすことができる地域社会を実現するため①自転車損害賠償責任保険等の加入の  
 義務化 ②自転車の安全利用のための取組み ③交通安全教育の実施 を柱と  
 した条例が制定・施行されています。

じてんしゃむ ほけん じどうしゃほけん かさいほけん とくやく こじんばいしょうせきにん  
 自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険の特約として個人賠償責任  
 保険、PTA保険や各職域での団体保険、TSマーク付帯保険などがあります。  
 まずは、保険に加入しているか確認することが大切です。

かながわけん じてんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうれい しょうさい  
 ※神奈川県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の詳細については、  
 かながわけん こかくにん  
 神奈川県のホームページで御確認ください。

かながわけん じょうれい がいよう しりょう  
 ○神奈川県ホームページ（条例、概要、資料など）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/310322.html>

じてんしゃじょうれい  
 ○自転車条例・ルールBOOK  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/46139/O4rulebook.pdf>

し じてんしゃ たいえす  
**知っていますか？ TSマーク**

たいえす きじゆん てきこう あんぜん  
 TSマークとは、基準に適合した安全な  
 ふつうじてんしゃ あかし しばいせきほけん  
 普通自転車であることの証で、自賠償保険  
 しょうがいほけん いちねんかん ふたい  
 と傷害保険がセットになった一年間の付帯  
 ほけん  
 保険がついています。



じてんしゃあんぜんせいびし じてんしゃてん てんけん せいび あと は  
 自転車安全整備士のいる自転車店で点検・整備した後に貼ってもらえます。  
 てんけん せいびだい ゆうりょう  
 (点検・整備代は有料です。)

「知っていますか 自転車ルール&交通マナー」  
 発行年月日 2021(令和3)年1月  
 発行 川崎市教育委員会事務局健康教育課  
 電話 044(200)0756

ひと いっしょ かくにん  
**おうちの人と一緒に確認しよう**

しっていますか じてんしゃるーあんど こうつうまな



あんぜん じてんしゃ の かくにん  
**安全に自転車に乗るために確認しよう!**

からだ おお あ じてんしゃ えら  
**体の大きさに合った自転車を選びましょう**

じてんしゃ またがったとき りょうあし じめん つくことや、ハンドルの操作やブレーキ  
 のかけ具合に無理のない大きさであることが大切です。

ぼうはんとろうく  
**防犯登録をしましょう**

ぼうはんとろうく きむづ こうにゅう さい じてんしゃはんばいてん てつづ  
 防犯登録は義務付けられています。購入の際に、自転車販売店で手続きをして  
 ください。

じてんしゃ ひごろ てんけん  
**自転車を日頃から点検しましょう**

じてんしゃじこ ふせ ひごろ じてんしゃ せいび こころ こうつう まち  
 自転車事故を防ぐためにも、日頃から自転車の整備を心がけ、交通ルールを守  
 るようにしましょう。自転車を運転するときには、被害者・加害者の両方になり得  
 ることを理解し、安全な走行を心がけましょう。

また、万が一の事故に備えて、ヘルメットをかぶりましょう。

てんけん  
**点検のポイント**

- ベル (警告器)  
しっかり鳴るか
- ライト  
(前照灯)  
明るくつくか
- タイヤ  
空気は十分入っているか  
すり減っていないか。



- ブレーキ  
前輪と後輪を別々にかけてみ  
て、ブレーキがしっかり利くか
- サドル  
またがってハンドルを持ったとき、  
両足先が軽く地面に届き、上体  
が少し前傾するくらいに調整
- 尾灯、反射器材 (反射鏡)  
割れていないか、汚れていないか、  
後方や側方からよく見えるか

# まも 守れていますか？ 自転車ルール&交通マナー

## 1 歩いている人に注意して運転しよう



自転車は車両の一部です。歩道は歩く人のための道です。歩道を走行するときは、ゆっくり、いつでも止まれるスピードで車道側を走りましょう。

歩いている人が多いときは、自転車からおりて押して歩きましょう。

※13歳になったら、自転車で歩道を通ることができなくなります。車道の左端を走りましょう。



## 2 2人乗りはやめよう

2人乗りは、バランスを崩すだけでなく、すぐに止まったり人を避けることができなくなります。また、下り坂では、思った以上にスピードが出てしまいます。大変危険ですので、絶対にやめましょう。



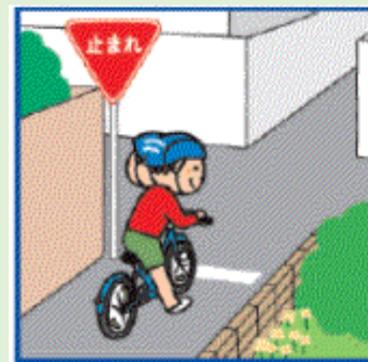
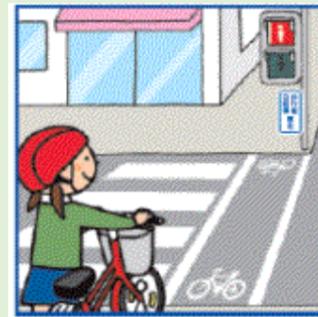
違反すると・・・

【罰則】2万円以下の罰金又は料料  
※5万円以下の罰金が適用される可能性もあります。

## 3 信号や標識、標示を守ろう

安全かどうか、左右も必ず確認しよう

信号を守って、わたる前に右、左をよく見て、車が来ていないか確かめてから渡りましょう。自転車のマークがある「自転車横断帯」がある横断歩道は、自転車横断帯を通行しましょう。



信号機のない交差点、狭い道路から広い道路に出るときは、飛び出さないでいったん止まって安全を十分確かめましょう。交通標識は自転車も守る必要がありますので、標識、標示に注意して、必ずその決まりを守りましょう。

交通標識を確認しよう！



【進入禁止】これより先に進んではいけません。



【車両通行止め】車両（自動車、自転車等）は通行してはいけません。

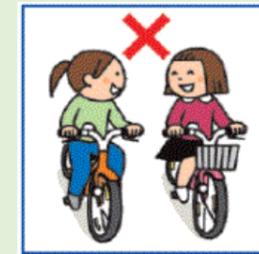


【一時停止】必ずいったん止まって、左右（周囲）の安全を確かめましょう。



【一方通行】自転車も逆行してはいけません。

## 4 横に並んで走るのはやめよう



「並進可」の標識のあるところ以外では、横に並んで走ること（並列進行）はできません。



並進可の標識

## 5 ながら運転はやめよう

傘をさしながらの運転、携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転は、危険なので絶対にやめましょう。



違反すると・・・

【罰則】どれも5万円以下の罰金

## 6 夜はライトをつけよう

ライトは自分の前方を確認するだけでなく、車などに自転車がいてることを知らせるものでもあります。夜は必ずライトをつけましょう。

